

墨田区のお知らせ

No.1962

2020年
(令和2年) 5/11

毎月1日・11日・21日発行

◆2面以降の主な内容

2・3面…新型コロナウイルス感染症の関連情報等

4・5面…ベストオブすみだモダン

6・7面…講座・教室・催し・募集

8面…市民後見人

東京2020オリンピック
開催まで あと**438**日東京2020パラリンピック
開催まで あと**470**日つながる
墨田区

発行：墨田区(広報広聴担当) ☎5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<https://www.city.sumida.lg.jp/>

ご活用ください 新型コロナウイルス感染症対策 区や都の各種助成・貸付け等

新型コロナウイルス感染症に関連した各種助成・貸付け制度等をご紹介します。要件等の詳細は、各問合せ先へご確認ください。また、新たな支援策や助成金等は随時、区ホームページで紹介しています。(右のコードを読み取ることでも接続可)
*以下の情報は、4月28日現在のもです。



コード



暮らしを守る支援

助成・給付

特別定額給付金

【対象】基準日(令和2年4月27日)に、住民基本台帳に記録されている方 *1人あたり10万円【問合せ】総務省コールセンター☎5638-5855 *詳細は後日、本紙および区ホームページに掲載予定

子育て世帯への臨時特別給付金

【対象】令和2年4月分の児童手当受給者等(所得制限超過により特例給付となっている方を除く) *児童1人あたり1万円(対象者へ案内を送付、申請は不要)【問合せ】子育て支援課児童手当・医療助成係☎5608-6160・FAX5608-6404

住居確保給付金

【対象】離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方 *家賃相当額(上限あり)を原則3か月【問合せ】くらし・しごと相談室すみだ(生活福祉課内) ☎5608-6289・FAX5608-6413

国民健康保険 傷病手当金

【問合せ】国保年金課こくほ給付係☎5608-6123・FAX5608-6402 *詳細は今号2面を参照

貸付け

福祉資金 緊急小口資金(特例貸付け)、総合支援資金 生活支援費(特例貸付け)

【問合せ】墨田区社会福祉協議会☎3614-3902・FAX3612-2944 *対象や貸付額等は今号2面を参照

母子父子福祉資金・女性福祉資金(子の学費や生活資金等)

【対象】20歳未満の子を扶養している母子・父子家庭の扶養者または、配偶者がいないか特別な理由により配偶者の扶養を受けられない女性 *いずれも返済計画を立てられる方【問合せ】生活福祉課相談係☎5608-6154・FAX5608-6413

減免・猶予

特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)の徴収猶予等

【問合せ】税務課納税係☎5608-6142~8・FAX5608-6402

国民年金保険料の減免

【問合せ】国保年金課国民年金係☎5608-6129・FAX5608-6402

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の徴収猶予

【問合せ】▶国民健康保険料=国保年金課こくほ保険料係☎5608-6126 ▶後期高齢者医療保険料=国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)保険料担当☎5608-8100 *いずれもFAX5608-6402

介護保険料の徴収猶予

【問合せ】介護保険課資格・保険料担当☎5608-6937・FAX5608-6938

住宅使用料

【都営住宅の問合せ】JKK東京お客さまセンター☎0570-03-0071または☎6279-2652【区管理住宅の問合せ】▶区営・区民・シルバーピア・高齢者個室借上げ住宅=住宅課公営住宅担当・居住支援担当☎5608-6214 ▶コミュニティ住宅=防災まちづくり課密集担当☎5608-6261 *いずれもFAX5608-6409

国税・都税

【問合せ】▶本所税務署☎3623-5171 ▶向島税務署☎3614-5231 ▶墨田都税事務所☎3625-5061



事業者の皆さんへの支援

助成・給付

持続化給付金

【対象】特に大きな影響を受ける事業者 *限度額は▶法人=200万円 ▶個人事業者=100万円【問合せ】中小企業金融・給付金相談窓口☎0570-783183

東京都感染拡大防止協力金

【対象】都の要請や協力依頼に応じた中小事業者 *1事業者につき50万円【問合せ】東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター☎5388-0567・FAX5388-1500

小学校休業等対応助成金・支援金

【対象】小学生の子ども世話のため▶助成金=有給休暇を取得させた企業(1人1日あたり上限8330円) ▶支援金=委託を受けた仕事ができなくなった個人(1日あたり4100円)【問合せ】学校等休業助成金・支援金相談コールセンター☎0120-60-3999

雇用調整助成金

【対象】事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用の維持を図るために休業手当を支給した事業主【問合せ】▶ハローワーク助成金事務センター☎5337-7418 ▶ハローワーク墨田事業所第二部門☎5669-8609

貸付け・融資のあっせん等

新型コロナウイルス感染症特別貸付

【対象】一時的に業況が悪化している事業者 *限度額は6000万円【問合せ】日本政策金融公庫▶上野支店☎3835-1391 ▶江東支店☎3631-8171

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)

【対象】商工会議所による経営指導を受けている小規模事業者 *限度額は2000万円(無担保・無保証人で利用可)【問合せ】東京商工会議所墨田支部☎3635-4343

新型コロナウイルス感染症対応緊急融資

【対象】令和元年12月以前の直近同期比で売上が5%以上減少している事業者 *限度額は2億8000万円(無担保は上限8000万円)【問合せ】東京信用保証協会錦糸町支店☎5608-2011

墨田区新型コロナウイルス感染症緊急対策資金

【対象】業績が悪化している区内中小企業者等 *限度額は1000万円【問合せ】経営支援課経営支援担当☎5608-6183・FAX5608-6934

セーフティネット保証4号認定・5号認定

【対象】詳細は問合せ先へ *限度額はいずれも2億8000万円(無担保は上限8000万円)【問合せ】経営支援課経営支援担当☎5608-6183・FAX5608-6934

危機関連保証

【対象】売上等が減少している中小企業 *限度額は2億8000万円(無担保は上限8000万円)【問合せ】経営支援課経営支援担当☎5608-6183・FAX5608-6934

減免・猶予

厚生年金の納付猶予等

【内容】事業所の経営状況の悪化等により、厚生年金保険料が納付困難な場合の猶予【問合せ】墨田年金事務所☎3631-3111・FAX3631-4149

国税・都税

【問合せ】▶本所税務署☎3623-5171 ▶向島税務署☎3614-5231 ▶墨田都税事務所☎3625-5061

子ども・子育て
世帯への支援

2面を参照

2面

新型コロナウイルス
感染症の関連情報

子ども・子育て世帯への支援、電話相談窓口、金融機関への融資のあっせん等、「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」の特例貸付け制度、傷病手当金の支給など



子ども・子育て世帯への支援

給付など

令和2年度就学援助費受給の申請期間の延長

[申込み] 申請書を郵送で5月29日(消印有効)までに〒130-8640
学務課事務担当 ☎5608-6303へ * 申請書の配布場所等は区ホーム
ページを参照

学びの支援

墨田区学びの支援ポータルサイト「レッツ スタディ! @home」

子どもたちの学習を支援するため、様々なリンク集や教材を掲載しています。ぜひ、ご活用ください(右のコードを読み取ることでも接続可)。



コード

学ばって楽しいね!
おうちでの勉強も楽しもう!



子育てに関する相談

「子どもと過ごす時間が長い今、
ひとりで悩まず相談しましょう」

■両国子育てひろば相談専用 ☎3621-1314

■文花子育てひろば相談専用 ☎3616-0393

* 受け付けは午前9時～午後6時(月曜日、祝日、年末年始を除く)

■子育て支援総合センター相談専用

☎5630-6677・✉KOSODATESODAN@city.sumida.lg.jp

* 電話での受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後6時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

■LINEでの相談「子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京」

右のコードを読み取り、LINEで友だち登録をして相談

* 受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後11時(受け付けは午後10時半まで)、土・日曜日、祝日は午後5時まで



コード

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出た時の対応など

墨田区新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

☎0570-666-329(ナビダイヤル)

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時

* 祝日を除く

都「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

☎0570-550-571(ナビダイヤル)

FAX5388-1396(聴覚障害のある方)

午前9時～午後10時 * 土・日曜日、祝日を含む

* 日本語、英語、中国語、韓国語での相談可

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

☎0120-565-653(フリーダイヤル)

午前9時～午後9時 * 土・日曜日、祝日を含む

以下のいずれかの症状に当てはまるとき

☑ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている

☑ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患がある方、妊娠している方は、上記の症状が2日程度続く場合

墨田区帰国者・接触者電話相談センター

☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時

* 祝日を除く

休日・夜間の電話相談

都・特別区・八王子市・町田市
合同電話相談センター

☎5320-4592

午後5時～翌日午前9時 * 土・日曜日、祝日は終日

[問合せ] 保健予防課感染症係 ☎5608-6191 * 新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照(右のコードを読み取ることでも接続可)

コード



東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

☎5388-0567・FAX5388-1500(聴覚障害のある方等)

午前9時～午後7時 * 土・日曜日、祝日を含む

都では、新型コロナウイルス感染症対策の特別措置法に定める要請・指示等の措置に対する疑問や不安に対応するため、コールセンターやLINE公式アカウント(下のコードを読み取ることで接続可)を設置しています。さらに、同相談センターで東京都感染拡大防止協力金制度に関する質問等も受け付けています。



コード

経営でお困りの中小企業や飲食店の方へ
金融機関への融資のあっせん等

■ 次のような状況でお困りの際は、区の商工業融資制度の活用をご検討ください

▶ 材料の仕入れが滞り商品が作れず、商売にならない

▶ まちを訪れるお客さんが減ってしまい、経営が行き詰っている

▶ 緊急事態宣言でお店を閉めていたので、減収が著しい

[問合せ] 経営支援課経営支援担当(区役所14階)
☎5608-6183

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお困りの方へ
福祉資金 緊急小口資金・総合支援資金 生活支援費の特例貸付け制度

生活資金にお困りの方に向けた生活福祉資金制度における福祉資金 緊急小口資金・総合支援資金 生活支援費の特例貸付けを、無利子で行っています。

■ 福祉資金 緊急小口資金

[対象] 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付けを必要とする世帯

[貸付額] 20万円以内(一括交付)

[償還期間] 2年(均等月賦償還)

■ 総合支援資金 生活支援費

[対象] 失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

[貸付限度額] ▶ 単身世帯=月額15万円以内
▶ 2人以上世帯=月額20万円以内

[償還期間] 10年以内(均等月賦償還)

* 必要書類や制度の詳細については、区および墨田区社会福祉協議会のホームページを参照

[申込み・問合せ]

墨田区社会福祉協議会 ☎3614-3902

〒131-0032 東向島2-17-14

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時

墨田区国民健康保険の被保険者の皆さんへ
新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

墨田区国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルスに感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができない期間について、傷病手当金を支給します(個人事業主・フリーランスは除く)。

[対象] 次の全ての要件を満たす方 ▶ 墨田区国民健康保険の被保険者である ▶ 給与等の支払いを受けている被用者である ▶ 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない ▶ 労務に服することができない期間について給与の全額または一部が支給されない

[支給期間] 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

[支給額] 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 * 上限あり

[適用期間] 令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月まで)

受給には申請が必要です。

受給を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

[問合せ] 国保年金課こくほ給付係 ☎5608-6123

ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各問合せ先へご確認ください。

**ご協力をお願いします
住居表示板の実態調査**

区では、皆様のご自宅に設置している街区・町名・住居番号の表示板の破損状況等について、次のとおり調査を実施します。

【調査期間】7月10日(金)まで【調査区域】横網・亀沢・石原【問合せ】窓口課庶務係 ☎5608-6101

**手当額が改定されました
特別障害者手当等**

消費者物価指数の変動により、4月から特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当(経過措置分)の手当額が改定されました。なお、改定額の通知は個別に送付しませんので、ご了承ください。また、▶住所・氏名・扶養義務者・振込口座に変更があった ▶受給者が死亡または施設に入所した ▶3か月を超えて入院または介護老人保健施設等に入所している(特別障害者手当受給者のみ) のいずれかに該当する方は届出が必要です。【改定前・改定後の手当月額】下表のとおり【問合せ】障害者福祉課障害者給付係 ☎5608-6163

手当の種別	手当月額	振込月
特別障害者手当	【改定前】2万7200円 【改定後】2万7350円	5月
障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分)	【改定前】1万4790円 【改定後】1万4880円	

**新たな開催日程が発表されました
東京2020大会**

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、国際オリンピック委員会(IOC)や東京2020組織委員会等において議論されていた、東京2020大会の新たな開催日程が発表されました。なお、詳細な競技スケジュールや聖火リレーの日程等については未定です。決定次第、改めてお知らせします。

【とき】▶オリンピック競技大会=2021年7月23日(金)～8月8日(日) ▶パラリンピック競技大会=2021年8月24日(火)～9月5日(日)【問合せ】オリンピック・パラリンピック室 ☎5608-1445

**緑と花があふれる「まち」へ
まちなか緑化**

区では、町会・自治会などの団体の皆さんによる、緑や花であふれた潤いのある地域づくりを支援するため、「まちなか緑化」(緑と花のまちづくり推進地域事業)を推進しています。推進地域(国や都の土地等を除く)には、プランターや花苗、用土等を区が無料で提供します。また、花の種類や育てる時期などを決める計画づくりや植栽・維持管理等を「緑と花のサポーター」が支援します。

緑化したいと考えている場所がありましたら、ぜひ、ご相談ください。

【問合せ】環境保全課緑化推進担当(区役所12階) ☎5608-6208

**加熱不十分で食べると危険です
肉類の生食・バーベキュー
による食中毒**

飲食店や自宅、バーベキューなどで、生または生に近い状態の肉を食べていませんか。新鮮でも生肉には細菌やウイルスが付着しており、加熱が不十分な状態で食べると、下痢、おう吐等の食中毒症状を引き起こすことがあります。また、「鳥刺し」など鳥肉を生または生に近い状態で食べると、食中毒症状だけではなく、重篤な神経疾患を引き起こす可能性があります。子どもや高齢者など、抵抗力の弱い方が食べると非常に危険です。飲食店ではよく加熱された肉料理を選び、自分で調理する場合も肉類は中心部まで十分に加熱して食べましょう。

【バーベキューをする際の注意点】▶生肉はほかの食品を汚染しないよう別々のビニール袋などに入れ、保冷剤の入ったクーラーボックスで保管する ▶包丁、まな板、箸、トング等は、加熱前と加熱後の食品でそれぞれ使い分ける ▶調理前や生肉に触れた後は、石鹸でしっかりと手を洗う ▶生肉は中心部まで十分に加熱する ▶残った食品は廃棄する【問合せ】生活衛生課食品衛生係 ☎5608-6943

**障害のある方の雇用拡大のために
施設整備助成事業**

区では、障害のある方の就労と、障害のある方を雇用する事業者を支援するため、施設整備助成事業を行っています。この事業は、事業者が障害のある方を雇用するために施設を設置する場合や、段差の解消、手すりの取付け等の施設改修を行う場合などに費用の一部を助成するものです。ぜひ、ご活用ください。

【対象】区内の中小企業【助成限度額】200万円
*ほかの助成制度を併用する場合は給付制限あり(詳細は申込先へ)【申込み】施設の整備前に直接、すみだ障害者就労支援総合センター(緑4-25-4) ☎5600-2004へ

誰もが心を通わす暮らしやすいまちへ

聴覚障害のある方は、ぜひご利用ください

電話リレーサービス

詳細は、公益財団法人 日本財団のホームページをご覧ください。
【問合せ】障害者福祉課庶務係 ☎5608-6466・FAX5608-6423



コード

**6月1日(月)が納付期限です
軽自動車税(種別割)**

軽自動車税(種別割)は、4月1日時点で軽自動車や原動機付自転車等を所有している方に課税されます。

対象となる方には、納税通知書をお送りしますので、6月1日(月)までに税務課(区役所2階)、各出張所・金融機関・コンビニエンスストア、モバイルレジで納めてください。利用可能なコンビニエンスストアは、納税通知書の裏面に記載されています。また、クレジットカードによる納付も可能です。詳細は区ホームページをご覧ください。

【問合せ】税務課税務係 ☎5608-6134

**あっせんしています
生ごみ処理容器の購入**

区では、家庭から出る生ごみの減量とリサイクルの推進を目的に、「生ごみ処理容器」(5種類)の購入をあっせんしています。あっせん商品の一覧表と一部の商品は、すみだ清掃事務所分室(東向島5-9-11)でご覧になれます。また、あっせん商品の一覧表は区ホームページでも閲覧できます。【対象】区内在住の方【申込み】随時、電話で、すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2229へ

**廃止されます
通知カード**

マイナンバーをお知らせする通知カードは、5月下旬に廃止されます。廃止後は、通知カードの再交付や記載事項の変更などの手続きができなくなります。

なお、現在の通知カードは、住所や氏名などに変更がない限り引き続きご利用いただけますが、マイナンバーカードへの切り替えをお勧めします。詳細はお問い合わせください。

【問合せ】窓口課住民異動係 ☎5608-6102

**海外友好都市からの
マスクの寄贈について**

海外友好都市である中華人民共和国北京市石景山区から、使い捨てマスク2万枚が寄贈されました。マスクは、今後、医療機関へ提供するなど有効に活用させていただきます。
【問合せ】文化芸術振興課都市交流・国際担当 ☎5608-1459

待って！**それ現金給付を装った詐欺かも！****問合せ**

安全支援課安全支援係
☎5608-6199

新型コロナウイルス感染症に関する詐欺をはじめ、国民1人あたり一律10万円の現金給付(特別定額給付金)に便乗した詐欺が発生しています。ご注意ください。

■手口 区や都の職員を名乗り、「現金を振り込みますのでキャッシュカードの番号または口座番号を教えてください」などと電話をかけてくる、メールが送られてくる等

■見極めるポイント 給付金等に関して電話で口座情報などを聞いたり、ATMの操作をお願いしたりすることは絶対にありません



少しでも疑問に
思ったときは、
すぐに**通報**！

▶本所警察署 ☎5637-0110
▶向島警察署 ☎3616-0110
▶消費者ホットライン ☎188

ベストオブ すみだモダン

区では2010年度から「ものづくりのまち すみだ」のブランド価値を高める優れた商品や飲食店メニューを「すみだモダン」として認証してきました。

今回、2020年という節目の年に、これまで認証を受けた137点の商品の中から、すみだらしさを特に体現している商品を「ベストオブすみだモダン」として13点、またその中でもとりわけ象徴的なものを「ザ・ベスト」として1点選定しましたのでご紹介します。今後も、すみだのものづくりにぜひ、ご期待ください。
[問合せ]産業振興課産業振興担当 ☎5608-6188

*以下の商品説明は、すみだ地域ブランド推進協議会による講評を引用して記載しています。



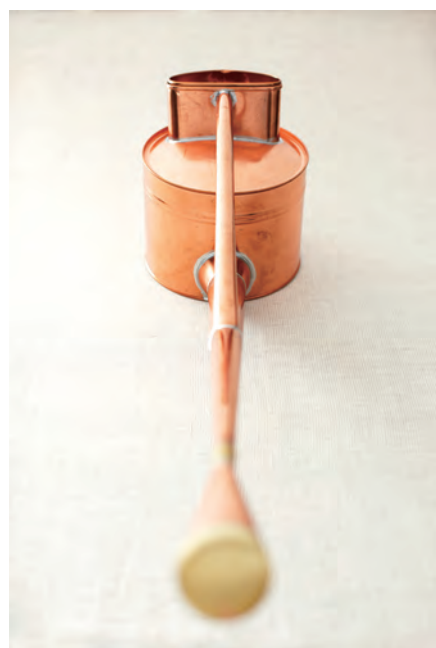
The Best
Sumida
Modern

ザ・ベスト スパイダー

2011年度認証商品／墨田区ものづくりコラボレーション事業2009開発商品

革の端材などを活用する発想力、38のパーツを縫い合わせ滑らかな表面に仕上げる歴史に裏打ちされた高い技術力、そして斬新で美しい商品にまとめるデザイン力など、すみだのものづくりの魅力が凝縮された逸品。今日求められている持続可能な産業と社会の実現といった課題に対して、端材活用というかたちで粹に提案している点もすみだらしい。

株式会社ヒロカワ製靴(堤通1-12-11) ☎3610-3737(マップ⑦)



銅製如雨露 2010年度認証商品

盆栽のために考え抜かれたこの道具には洗練された機能美があり、時代や国を超えた普遍的な価値がある。日々改良を続ける職人による繊細な手仕事は、ものづくりのまち・すみだの魂を具現しており、その魅力は海外でも高く評価されている。

根岸産業有限会社(堤通1-17-30) ☎3611-2959(マップ①)

江戸木箸 五角・七角・八角 削り箸

2010年度認証商品

厳選された銘木から手作業で丁寧に製作される究極の日用道具。おいしいものをよりおいしく味わって欲しいという思いが機能的で美しいかたちに結実しており、日用品を生産するすみだのものづくりへのこだわりが伝わってくる。

有限会社大黒屋(東向島2-3-6) ☎3611-0163(マップ②)



名刺入れ 鑿の息吹

2010年度認証商品／墨田区ものづくりコラボレーション事業2009開発商品

伝統的な神輿鋳の金具を製造する鑿の技術と江戸時代から伝わる意匠を、名刺入れという現代の製品に昇華。手作業で丁寧に彫り込まれた文様の見事さは、すみだのものづくりの伝統と質の高さを見る者や手にする者に語りかける。

有限会社塩澤製作所(石原1-41-15) ☎3621-7983(マップ③)

みやび 雅ブラシ

2018年度認証商品

手植えブラシと建築の組子細工という2つの伝統技術が融合したブラシは、歴史あるものづくりのまち・すみだならではの製品。そのたたずまいはインテリア性も高く、現代のライフスタイルにも自然に調和する。

株式会社宇野刷毛ブラシ製作所(向島3-1-5) ☎3622-9078(マップ④)



江戸切子 [粹と技] 2010

墨田区を始め下町を代表する江戸切子を巧みにデザイン。日本製法と伝統文様を用いながら、現代美しい風景を創り出すこの製品を見つめ続けてきたすみだのものづくりには心配りがある。

有限会社ヒロガラスクラフト(太田) ☎3623-41



てのひ

2011年度認証商品／墨田区ものづくりコラボレーション事業2

使いやすくかわいいサラダ用の度な金属加工技術が用いられていて張るのではなく、あくまで現代られるものを実直に追求する精神を支え続けるすみだのものづくりのと言える。

合資会社笠原スプリング製作所(八潮) ☎3611-18



風琴マチ 2011

裁断や加工に熟練の職人技が求められる独自の風琴マチの技法を創業以来布や名刺入れなど現代の暮らしに品に展開。すみだの代表的産業の皮革産業の歴史と今日性を同時に伝える。

株式会社二宮五郎商店(東向島) ☎3610-20

HP 区ホームページで検索する場合は、「記事のタイトル」で検索

お知らせ 食中毒予防 冷凍食品など凍結している食品を調理台に放置したまま解凍しない [問合せ]生活衛生課食品衛生係 ☎5608-6943

技シリーズ]

010年度認証商品

「る」製品である江戸
日本独自の加工技
現代の暮らしに
製品には、暮らし
ものづくりなら

・(太平2-10-9)
-4148(マップ⑤)



久米繊維謹製 色丸首

2010年度認証商品

国産Tシャツの先駆けとなった自社商品を現代に復刻。低価格品とは一線を画した丁寧な縫製に裏打ちされたすみだ品質と戦略的なマーケティングによって価値を高め、上質なものにこだわる生活者から高い支持を集めている。

久米繊維工業株式会社(太平3-9-6)

☎3625-4188(マップ⑪)



WAYOU

2017年度認証商品／「台湾設計×日本精造」プロジェクト2016開発商品

台湾のデザイナーとのコラボレーションから生まれた、かき氷という普遍的な夏の記憶を投影した現代的な器。今ではこの事業者にはできないともいわれる乳白あぶりだし技法が用いられており、すみだのものづくりへのこだわりと技が感じとれる。

廣田硝子株式会社(錦糸2-6-5)

☎3623-4145(マップ⑥)



ひらトンダ

区ものづくりコラ

業2009開発商品

用のトンダには高
ている。技術を主
見代の食卓に求め
精神は、製造業を
の姿勢そのもの

〒(八広5-17-3)
-1878(マップ⑧)



merippa

2014年度認証商品

メリヤス産業発祥の地であるすみだで長らくOEMに携わってきた事業者が立ち上げた自社ブランド。OEMで培った技術を、スリッパでも靴下でもないルームシューズという現代的なアイテムに展開した発想力が光る。

中橋莫大小株式会社(亀沢2-14-3)

☎3625-4505(マップ⑬)



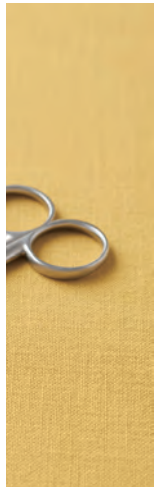
職人が大切な人に贈ったはさみ 携帯用・普段用

2016年度認証商品／墨田区ものづくりコラボレーション事業2015開発商品

携帯用の刃先を丸くしたり普段用を分解式にしたりするなど、使い手を思いやるすみだの職人ならではの細やかな気遣いがある。そしてその気遣いが医療用はさみで培った確かな技術によって質の高い製品として実現している点も忘れてはならない。

石宏製作所(墨田5-48-10)

☎3614-3292(マップ⑨)



マチシリーズ

011年度認証商品

が求められる日本
以来継承して、財
に欠かせない商
美のひとつである
に体现している。
東向島3-30-8)
-2038(マップ⑩)



ベストオブすみだモダンマップ



* 詳細は、「すみだ地域ブランド戦略」のホームページを参照

- ① 根岸産業有限会社
- ② 有限会社大黒屋
- ③ 有限会社塩澤製作所
- ④ 株式会社宇野刷毛ブラシ製作所
- ⑤ 有限会社ヒロタガラスクラフト
- ⑥ 廣田硝子株式会社
- ⑦ 株式会社ヒロカワ製靴
- ⑧ 合資会社笠原スプリング製作所
- ⑨ 石宏製作所
- ⑩ 株式会社二宮五郎商店
- ⑪ 久米繊維工業株式会社
- ⑫ 精巧株式会社
- ⑬ 中橋莫大小株式会社
- ショップ 商品を購入できます
- ③ 工房牡丹
- ⑦ スコッチグレイン東京スカイツリータウン・ソラマチ店
- ⑫ IKIJI ストア
- ⑬ merippa house

産業観光プラザ すみだまち処

すみだモダン認証商品を多数、取り扱っています。

【ところ】押上1-1-2東京ソラマチ® 5階

【開館時間】午前10時～午後9時

* 一部のコーナーは開館時間が異なる

* 不定休【問合せ】☎6796-6341

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開館日時が変更となる場合があります。

講座・教室・催し

内＝内容 種＝種別 対＝対象 定＝定員 費＝費用・入場料 持＝持ち物 申＝申込み 問＝問合せ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講座・教室・催しが中止または延期となる場合があります（詳細は、各申込先・問合せ先へ）。なお、参加に当たっては、手洗いや、せきエチケットを心掛け、発熱等の症状がある方は参加をお控えください。

区分	名称	とき	ところ	対象・定員・費用・申込み・問合せ等
 健康・福祉	高齢者「スマートフォン写真教室」(全4回) 	6月4日～25日の毎週木曜日午後1時半～3時半	すみだ福祉保健センター(向島3-36-7) 	内 スマートフォンで、きれいな写真を撮る方法を学ぶ 対 区内在住の60歳以上で、スマートフォンを所有し操作ができる方 定 16人(抽選) 費 200円 持 スマートフォン 申 5月18日までに、すみだ福祉保健センター ☎5608-3721へ
	身体障害者向け「楽しい笑顔と体操教室」(全4回)	6月8日～29日の毎週月曜日午前10時～正午		対 区内在住で身体に障害のある方 定 15人(抽選) 費 無料 申 教室名・住所・氏名・ファクス番号を、直接または電話、ファクスで5月17日までに、すみだ福祉保健センター ☎5608-3723・FAX5608-3720へ *申込時に手話通訳・磁気ループの希望可
	身体障害者向け「七宝焼教室」(全3回)	6月10日～24日の毎週水曜日午後1時半～3時半		対 区内在住で身体に障害のある方 定 12人(抽選) 費 1700円 申 教室名・住所・氏名・年齢・ファクス番号を、直接または電話、ファクスで5月17日までに、すみだ福祉保健センター ☎5608-3723・FAX5608-3720へ *申込時に手話通訳・磁気ループの希望可
	依存症状でお困りの方のための相談「ファミリーメンタル相談」	6月17日(水)午後 *詳細は申込先へ	向島保健センター(東向島5-16-2)	内 家族関係等の悩みについて専門医に相談する 対 区内在住で、こころの病をもつ方の家族 費 無料 申 5月12日午前8時半から電話で向島保健センター ☎3611-6193へ
	こころの病をもつ方の家族の会“家族同士で情報交換しませんか”	6月25日(木)午後1時半～3時半		内 参加者同士で、日頃の悩みを話し合い、病気のことや福祉制度などについて情報交換する 対 区内在住で、こころの病をもつ方の家族 定 先着15人 費 無料 申 5月12日午前8時半から電話で向島保健センター ☎3611-6193へ
 文化・スポーツ	デトックスヨガ(全7回)	5月13日～6月24日の毎週水曜日午前11時～正午	スポーツプラザ梅若(墨田1-4-4)	対 18歳以上の方 定 先着10人 費 7700円 *体験は1回1100円(体験以降は残り回数×1100円) 申 事前に、スポーツプラザ梅若 ☎5630-8880へ
	区総合体育館公開講座「いきいきシニア、楽しく運動講座」“在宅時間が増え、運動不足で筋力が弱っていませんか?”	5月28日(木)午前9時半～11時半	区総合体育館(錦糸4-15-1) 	内 簡単に楽しく続けられる運動 対 60歳以上の方 定 先着15人 費 無料 申 事前に講座名・住所・氏名・電話番号を、電話またはEメールで区総合体育館 ☎3623-7273・✉sumidagym@n-reco.co.jpへ *受け付けは5月20日まで
	庭球指導者講習会(各部全4回) 	6月6日、9月19日、令和3年1月16日、3年2月6日いずれも土曜日▶第1部＝午後6時～7時20分▶第2部＝午後7時20分～9時	弓道場(江東橋4-1-3)	定 各部25人(抽選) 費 各部2000円 *親子での参加は各部1組2500円 持 室内用のテニスシューズ(運動靴も可)、硬式用ラケット 申 講習会名・希望の部・住所・氏名・年齢・電話番号を、直接またははがき、ファクス、Eメールで6月2日(必着)までに墨田区庭球協会事務局 相沢宗良(〒130-0013錦糸1-4-13) ☎3622-7454・FAX3623-0574・✉sumida-tennis-ass@snow.ocn.ne.jpへ
	初心者弓道教室(全10回) 	6月9日～7月9日の毎週火・木曜日午後6時半～8時半		対 区内在住在勤在学で16歳以上の方 定 30人(抽選) 費 5000円 申 住所・氏名・年齢・電話番号を、往復はがきで5月31日(必着)までに墨田区弓道連盟事務局 武井省吾(〒130-0014亀沢3-12-4) ☎5608-8125へ
 文化・スポーツ	レディス・テニス・トーナメント大会 	7月3日(金)・8日(水)・10日(金)・15日(水)午前9時～午後2時	錦糸公園テニスコート(錦糸4-15-1)	種 ダブルス 対 区内在住在勤の女性 定 先着50組 費 1組2200円 申 事前に大会名、ペアの住所・氏名・年齢・電話番号を、直接またははがき、ファクス、Eメールで墨田区庭球協会事務局 相沢宗良(〒130-0013錦糸1-4-13) ☎3622-7454・FAX3623-0574・✉sumida-tennis-ass@snow.ocn.ne.jpへ *受け付けは6月12日(必着)まで

募集

内＝内容 種＝種別 対＝対象 定＝定員 選＝選考方法 費＝費用・入場料 持＝持ち物 申＝申込み 問＝問合せ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申込書等の配布期間・場所が変更となる場合があります。お越しの際は、事前に、各問合せ先へご確認ください。

区分	名称	内容・対象等	申込み・問合せ等
 仕事・産業	会計年度任用職員(地方公務員法上の一般職の非常勤職員)の募集(オフィスサポーター)	内 書類の印刷、シュレッダー作業等 【雇用期間】6月1日～令和3年3月31日 【勤務場所】区役所 対 次のいずれかに該当する方▶身体障害者手帳の交付を受けている方▶都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている方▶知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害者であると判定された方▶精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 【募集数】若干名 選 書類選考および面接	申 採用選考受験申込書、採用選考受験申込シートを、直接または郵送で5月15日(必着)までに〒130-8640職員課人事担当(区役所8階) ☎5608-6244へ *採用選考受験申込書、採用選考受験申込シートは申込先で配布しているほか、区ホームページからも出力可 

募 集			
内＝内容 種＝種別 対＝対象 定＝定員 選＝選考方法 費＝費用・入場料 持＝持ち物 申＝申込み 問＝問合せ			
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申込書等の配布期間・場所が変更となる場合があります。お越しの際は、事前に、各問合せ先へご確認ください。			
仕事・産業	会計年度任用職員(地方公務員法上の一般職の非常勤職員)の募集(事務補助) *新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急雇用	内 データ入力、電話対応、資料作成等 【雇用期間】6月1日～令和3年3月31日 *申込日や配属先等により期間が変動 【勤務場所】区役所 対 新型コロナウイルス感染症の影響により企業等から採用内定を取り消された方および雇止めになった方 【募集数】10人程度 選 書類選考および面接	申 採用選考受験申込書、採用内定の取消しまたは雇止めになったことがわかる書類を、直接または郵送で申込期限までに〒130-8640職員課人事担当(区役所8階) ☎5608-6244へ 【申込期限】令和3年3月31日 *申込期限まで区が申込者の情報を登録・管理し、随時選考を実施 *採用選考受験申込書は申込先で配布しているほか、区ホームページからも出力可
文化・スポーツ	「成人を祝うつどい」実行委員の募集 	内 令和3年1月11日(祝)に、すみだトリフォニーホール(錦糸1-2-3)で開催する「成人を祝うつどい」に向けた企画会議(月に2・3回開催)・事前準備、当日の運営等 対 区内在住で平成12年4月2日～13年4月1日に生まれた方 定 先着20人	申 事前に文化芸術振興課文化行事担当(区役所14階) ☎5608-6181へ *申込みは6月12日まで 



区内の飲食店のテイクアウトを活用しよう「すみだテイク！」

区と墨田区商店街連合会が協力し、テイクアウトを実施している区内の店舗をまとめたサイト「すみだテイク!」。こちらのサイトでは、店舗の基本情報やテイクアウトメニューを閲覧できるほか、マップで近くの店舗を確認することもできます。

家で過ごす時間が増えた今、美味しいお店の料理や飲物を自宅で楽しみながら、地域の飲食店を応援しませんか。

また、「すみだテイク!」に掲載する店舗を募集しています。区内で飲食店を経営している方はぜひ、ご検討ください。

【問合せ】産業振興課産業振興担当 ☎5608-6187

■利用方法

「すみだテイク!」で検索(右のコードを読み取ることでも接続可)



■店舗の掲載応募方法

「すみだテイク!」または、墨田区商店街連合会のホームページの店舗掲載応募フォームから登録





葛飾北斎「北斎簞画」目に青葉山郭公初松魚(版本)

北斎の絵手本「北斎簞画」には、初夏の訪れを告げるほととぎすを眺めている人たちが描かれています。タイトルは初夏の景物を詠み込んだ俳人の山口素堂の句です。

中央には、屋根を花で飾り、釈迦像を安置した手桶を持ち市中で銭を乞い歩く願人と呼ばれる人がいます。願人は、4月8日の釈迦の誕生日を祝う灌仏会(かんぶつえ)の時に市中に来ます。ほかに、左奥に初鰹(はつがつお)を売る棒手振(ぼてぶり)、右奥に5月5日の端午のあやめを持った人物などがいます。初夏を彩る人々の往来です。

本図は「大江戸歳事記」展(6月14日まで)で展示します。



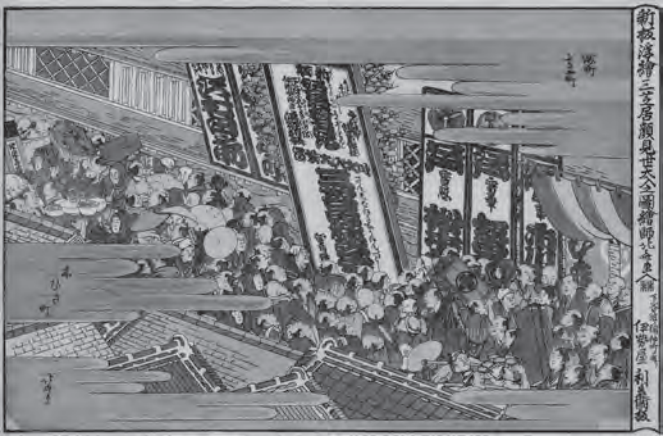
すみだ北斎美術館に収蔵されている北斎の名品をご紹介します。開館状況は、すみだ北斎美術館のホームページをご確認ください。

葛飾北斎「新板浮絵三芝居顔見世大入之図」(錦絵)

歌舞伎の世界では、11月が正月です。11月には江戸三座(森田座、市村座、中村座)をはじめ、京や大坂の各座で役者の入れ替えがあり、11月からの1年間、各座に専属する役者が決まります。その専属の役者をお披露目する芝居狂言が顔見世狂言です。芝居小屋の表にある役者名と紋が描かれた紋看板は、顔見世狂言の時のみ出される特有のものです。

江戸三座は、天保13年(1842年)に天保の改革で奥浅草に移転しますが、日本橋近くにある堺町、葺屋町、木挽町にあった移転前の様子が描かれています。

本図は「大江戸歳事記」展の後期(5月19日～6月14日)で展示予定です。



紙面の都合上、実際に展示している作品の画像をモノクロにして掲載していますので、予めご了承ください。

あなたの力を待っている人がいます

市民後見人

近年、高齢化や単身世帯の増加により、財産の管理や契約などに支援を必要とする方が増えています。そのため、新たな担い手として期待されているのが、同じ地域で暮らしているからこそきめ細かい支援ができる市民後見人です。地域であなたの力を必要とする方がいます。関心がある方はぜひ、説明会へご参加ください。

[問合せ] 厚生課厚生係 ☎5608-6150

市民後見人、デビュー!

墨田さん(仮称)は、母の介護の経験から、「地域に恩返しをしたい」と市民後見人養成研修を修了しました。

研修では、大切な仲間もできました!



ある日のこと...

後見人候補として、墨田さんに会ってほしい方がいます。82歳の認知症の女性で、物忘れが著しく、お金の管理にも困っているようです。

わかりました!



訪問日

花川さん、この方が、この前話した後見人候補の墨田さんですよ。ヘルパーさんの手配やお金の管理をしてくれます。老人ホームも一緒に探してくれますよ。

家族がいないから助かるよ。



3か月後

裁判所から、私が正式に後見人に選任されましたよ。困ったことがあれば相談してくださいね。

ありがとう! よろしくね。



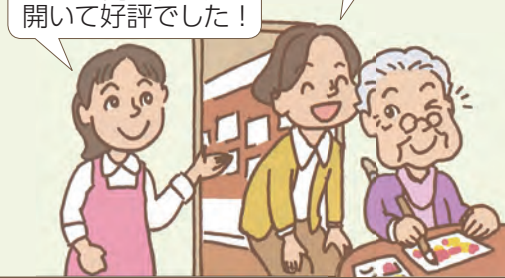
しばらくは、財産管理やデイサービスの続行など定期的な訪問を続けていましたが、ある日、花川さんが転倒して歩行困難に。墨田さんは、花川さんの希望により、老人ホームの入居手続きを行い、花川さんは無事入居することができました。



2年後のある日、ホームで

毎日楽しそうに描いてるんですよ。ホーム内で個展も開いて好評でした!

今日は絵手紙を描いているのね。



あら、これ、私? うれしいわ! 花川さん、ありがとう!



墨田さんの活動はつづく...

まんがで学ぶ市民後見人のしごと(墨田区発行・一部抜粋)

先輩市民後見人から

寄り添って支援させていただけることに感謝

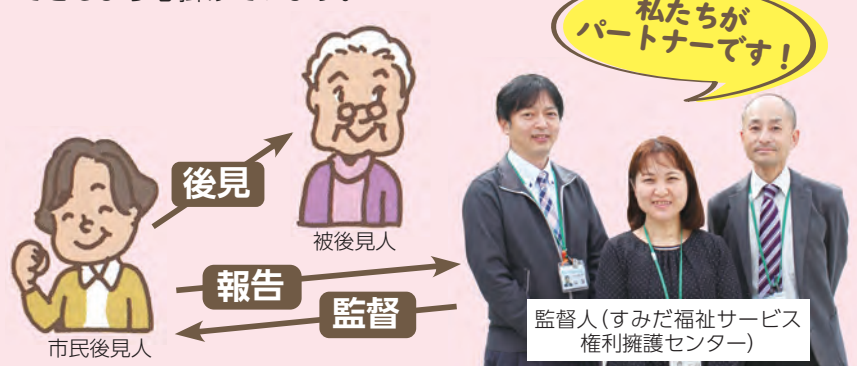
家庭裁判所から受任の連絡を受けたときには、責任の重さを感じました。財産管理や身上保護、遺産相続などやることは色々ありますが、最も大切にしているのは本人の思いです。遠慮して、なかなか言えないことを、じっくりと聴くことが自分の役割だと思っています。責任は重いですがそれ以上にやりがいがありますし、寄り添って支援させていただけることに感謝しています。少しでも興味のある方は、ぜひ、説明会に行ってみてください。

墨田区登録市民後見人
佐藤令二さん



社会福祉協議会が支援します!

私たち墨田区社会福祉協議会(すみだ福祉サービス権利擁護センター)は、市民後見人を監督する立場として、皆さんが活動する中で不安にならないように、いつでも相談できる体制を整えています。弁護士などの専門家に確認しながら、被後見人にとって最善の選択ができるよう心掛けています。



監督人(すみだ福祉サービス権利擁護センター)

市民後見人養成研修説明会

市民後見人になりたい方や、成年後見制度・市民後見人について知りたい方は、ぜひ、ご参加ください。

とき 6月10日(水)午前10時~正午

ところ 区役所会議室131(13階)

対象 区内在住在勤の20歳~おおむね70歳の方

費用 無料

申込み 事前に電話で厚生課厚生係 ☎5608-6150へ
*受け付けは6月9日午後5時まで *養成研修の受講には説明会への出席が必要(養成研修は8月~)

☎新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、説明会は内容変更・延期・中止の可能性がありま。最新情報は、問合せ先へご確認ください。



研修の詳細は、申込先で配布しているチラシをご覧ください!

相談できる仲間が作れます!



令和元年度市民後見人養成研修修了者の皆さん
(令和元年8月に撮影)

